

## 【高等学校等就学支援金(授業料充当金)について】

\* 高等学校等就学支援金(授業料充当金)とは \*

**授業料が実質不要になる制度**で、実際に現金を受け取ることはありません。  
返済は不要です。

◎対象・・・保護者の(課税標準額×6%－調整控除の額)が合計42万4,200円未満のご家庭。

◎内容・・・月額9,900円の授業料が実質不要。

◎申請・・・6月に申請書(水色の用紙)を配付しました。

この申請は、今年度7月～来年度6月までの授業料が対象です。

認定通知は9月上旬以降に配付します。

1年生のみ、4月と7月(6月書類配付)の2回、申請していただきます。

※申請後に家庭事情に離婚・失職等の変化があった場合は就学支援金または授業料減免の対象となる場合があります。急ぎ事務室にお申し出ください。

Q なぜ、1年生は4月と7月に申請をするのですか？

A 住民税は7月～翌年の6月分を毎年6月に決定するサイクルです。

支援金制度は、住民税の額で認定を行っているので、このサイクル(7月～翌年6月)に合わせています。1年生は4月入学時にいったん4月～6月分を申請しておいて、6月に新サイクル(7月～翌6月分)で、改めて届け出ていただきます。

そのため、4月と7月、2回申請が必要です。

2・3年生は、6月まで決定済みですので、7月に申請が必要です。

Q 認定されたら月々の引き落としはなくなるのですか？

A 諸会費の引き落としがあります。

この制度で支払不要となるのは、授業料のみです。

月々の諸会費は授業料以外に、学年費・積立金・生徒会費・PTA会費などがあります。

諸会費は、教材の購入や修学旅行の積み立てなど、日々の高校生生活で使われる大切なお金です。

引き落とし日は毎月13日(2回目は25日)です。

必ず指定日に引き落としができるように、前日までに口座に入金をお願いします。

\* 条件等は令和3年度のものです。